

第 16 期文化審議会第 4 回総会（第 70 回）及び

第 14 期文化政策部会第 7 回合同会議

開催日時 平成 29 年 3 月 14 日（火）16:30～18:00

場 所 文部科学省庁舎（東館）3 階 3F1 特別会議室

議 題 (1) 各分科会等における審議状況について
(2) 最近の文化政策について

出席者 ・ 委 員： 馬淵委員（会長）、土肥委員（会長代理）、石井委員、大淵委員、
沖森委員、片山委員、亀井委員、熊倉委員、薦田委員、道垣内委員、
林委員、やすみ委員、湯浅委員、大南委員、加藤委員、河島委員、
佐々木委員、信田委員、仲道委員、南條委員、長谷川委員、
松田委員、三好委員、山出委員、吉本委員
・ 文化庁： 宮田長官、中岡次長、永山審議官、山崎文化財部長、齊藤文化財
鑑査官、増子会計課長、杉浦政策課長、高田政策課長企画調整官、
水田著作権課長、北山国際課、西田国語課長、萬谷美術学芸課長、
大西記念物課長、熊本参事官、山田戦略官、真下会計室長、
伊藤文化庁長官官房付、山田政策課専門官、柏田芸術文化課支援推
進室長、河村内閣審議官、その他関係官

議事録

【高田企画調整官】 事務局の高田と申します。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。まずお手元のタブレットを御覧ください。

本日は、各分科会等における審議状況についてと最近の文化政策についてという議題で、配布資料といたしまして、それぞれの各部会・分科会からの報告を資料 1、資料 2-1 文化庁の予算(案)、資料 2-2 で「文化経済戦略特別チームの設置について」、資料 2-3 で『Arts in Bunkacyo～トキメキが、爆発だ～』の開催について、資料 2-4-1 「文化庁の移転について」、資料 2-4-2 「文化庁の機能強化と京都への移転の推進」について配布資料として付けております。

また、参考資料といたしまして、昨年 の 答 申、机上配布資料として、一昨年の基本方針、予算（案）の概要を配布しております。

もし手元になければ、周りの事務局職員の方にお声がけください。

それと、事務局側で異動がございましたので、御紹介いたします。本日遅れて参加しますが、磯谷審議官に代わりまして永山長官官房審議官が異動になっております。また、藤江文化財部長に代わりまして山崎文化財部長が着任しております。

【山崎部長】 昨年 12 月 6 日付で文化財部長を拝命いたしました山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【高田企画調整官】 続きまして、森著作権課長に代わりまして、水田著作権課長でございます。

【水田課長】 水田でございます。よろしくお願いいたします。

【高田企画調整官】 また、岸本国語課長に代わりまして、西田国語課長でございます。

【西田課長】 西田でございます。よろしくお願いいたします。

【高田企画調整官】 また、三木企画調整官に代わりまして、私、高田でございます。

それでは、資料の確認は以上でございます。馬淵会長、よろしくお願いいたします。

【馬淵会長】 ただいまより、今期最後の文化審議会の総会及び文化政策部会を開催いたします。年度末で、皆様御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今期の各部会・分科会の審議状況の報告、そして、最近の文化政策について、まず文化庁予算（案）、それから、文化経済戦略特別チームについて、現在文化庁で開催されております「Arts in Bunkacyo〜トキメキが」、これは「爆発だ」という宮田長官の声が聞こえてくるようですが、こちらの開催について、それから、文化庁の移転について、以上の御報告を頂き、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず、議題の 1、各部会・分科会から御報告でございますが、各部会・分科会の審議状況の報告をお願いいたします。まず第 1 に文化政策部会の審議状況をお願いしたいのですが、熊倉部会長からよろしくお願いいたします。

【熊倉委員】 文化政策部会の今年度の審議状況と今後の課題について御説明をさせていただきます。タブレットの資料 1 をめくりますと、1 ページ目に概要のメモがございます。

今期の文化政策部会では、文部科学大臣からの審議要請「新たな文化行政について」を受け、9 月末から 11 月中旬までの非常に短い期間に議論を重ね、「文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）」を取りまとめました。

本答申については、本日参考資料として配布されていますが、『新・文化庁』を目指す

機能強化と 2020 年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言」を副題として、文化庁の移転や 2020 年東京大会を契機とした文化プログラムの推進によるレガシーの創出といった課題も踏まえ、今後の文化政策の在り方について審議をしたものでございます。

この間、部会の下にワーキンググループも設置し、集中して議論を重ねてまいりました。文化政策部会といたしましては、本答申の趣旨に沿った施策や活動が日本全国各地で展開されることにより、広く国民の方々の文化芸術に対する意識や行動が変わり、文化政策の大きな転換点となることを望んでおります。

また、文化政策部会においては、平成 27 年 5 月 22 日に閣議決定いたしました「文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる―」、いわゆる第 4 次基本方針のフォローアップを行ってまいりました。

具体的には、文化芸術資源の活用や文化プログラムについて、有識者や関係省庁の方からのヒアリングと意見交換を実施いたしました。

さらに、地域における文化行政の充実に向けて、専門的な推進体制の在り方を検討している五つの地方自治体からヒアリングと意見交換を行いました。具体例としては、アーツコミッション・ヨコハマ、アーツカウンシル新潟、静岡県における文化施策推進体制、大阪アーツカウンシル、こちらは大阪府です。また、大分県における文化施策推進体制など、関係各位から御意見を伺い、地域の文化振興計画や文化振興財団などとの関係も考慮しながら、文化行政の望ましい組織体制の在り方について議論をしてまいりました。

最後に、今後の本部会における審議内容ですが、昨今の政府方針等を踏まえ、文化芸術資源の活用による文化 GDP の拡大や、文化プログラムの全国津々浦々での推進、そして第 4 次基本方針の実施に当たっての諸課題などについて審議を行う予定です。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。引き続きまして、美術品補償制度部会の審議状況について、萬谷美術学芸課長から御報告をお願いいたします。

【萬谷課長】 本日、大塚部会長、御欠席でございますので、代わりに御説明いたします。資料は、資料 1 の 3 ページをお願いいたします。

1 ポツとしまして、今期の審議状況を書いてございますが、美術品補償制度部会につきましては、平成 23 年にできた美術品損害補償法に基づきまして、展覧会のために海外から美術品を借りる場合に、政府が主催者と補償契約を結ぶことの適否について個別案件を御審議いただいております。

今期におきましては、展覧会 3 件の申請がありまして、うち 2 件について補償契約を締結することが適当という答申を行ったところでございます。具体的には表にある展覧会でございまして、それぞれ現在開催中でございます。

一方、2 ポツとして今後の課題として書いておりますが、来期におきましては、引き続き補償契約の締結の適否について個別審議を行うということであり、更に一方で、平成 27 年 7 月にこの部会におきまして審議のまとめというものをまとめていただいております。そこに書かれた課題を踏まえまして、29 年度には調査研究の経費の予算を確保しております。調査研究を予定しております。具体的には、国内の展覧会の実施状況や、海外での美術品補償制度の運用状況について委託調査を行いまして、これらをもとに制度改善に資する基礎的データの収集・分析を行うということを考えております。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。引き続きまして、世界文化遺産・無形文化遺産部会の審議状況について、大西記念物課長から御報告をお願いいたします。

【大西課長】 御報告いたします。本日、河野部会長が御欠席でございますので、事務局から御報告いたします。

世界文化遺産・無形文化遺産部会でございますが、条約の実施に関する事項について調査審議を頂いてございます。

これまでの審議状況でございますが、世界文化遺産につきましては、部会の下に世界文化遺産特別委員会を設置いたしまして、世界遺産条約に基づく世界遺産一覧表に推薦する候補についての調査審議を行っていただきました。

特別委員会の御意見を踏まえまして、平成 28 年度につきましては、部会として、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を選定していただきました。そのほか、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、「百舌鳥（もず）・古市古墳群」の準備状況について、検討を深める必要がある事項を整理していただき、推薦準備を進めている関係の地方公共団体に伝達を行いました。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、イコモスの助言を受けて、内容を見直した推薦書案を審議し、日本政府から推薦されることについて文化審議会として了承していただき、本年の 2 月 1 日付でユネスコの方に提出をいたしております。

次に、無形文化遺産の関係でございますが、部会の下に無形文化遺産特別委員会を設置し、無形文化遺産保護条約に基づく人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に「来訪神：仮

面・仮装の神々」を記載すべく、ユネスコに対して再提案すること、また、ユネスコ無形文化遺産への当面の対応について調査審議を行っていただきました。その後、部会における調査審議を経て、文化審議会として「来訪神」を提案候補とすることが了承され、併せて当面の対応についての考え方を示させていただきました。

本件につきましては、3月2日に開催されました関係省庁連絡会議において、我が国から「来訪神」を再提案することが正式に決定され、本年3月末までに提案書がユネスコに提出される運びとなっております。

今後の課題でございますが、引き続き世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。続きまして、国語分科会の審議状況について、伊東分科会長から御報告をお願いいたします。

【沖森委員】 伊東祐郎部会長が本日欠席でございますので、私、沖森が代わりに御説明申し上げます。

今期の国語分科会の審議状況について御報告いたします。国語分科会では、昨年5月13日に今期第1回の分科会を開催し、国語課題小委員会及び日本語教育小委員会の二つの小委員会を設け、審議を進めてまいりました。

7/22 になりますが、これまでの国語課題小委員会及び日本語教育小委員会の審議状況をまとめてございます。

まず国語課題小委員会における審議状況について御報告いたします。国語課題小委員会では、平成25年2月の「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」のうち、「コミュニケーションの在り方について」と「言葉遣いについて」を取り上げ、審議しております。これまで8名の委員とお二人の外部識者からのヒアリングを行い、協議を重ねて、コミュニケーションの在り方、言葉遣いというかなり大きなテーマに関して、国語分科会としてどのような取組が可能なのか、どのようなことが期待されているのかといったところを絞り込んでまいりました。

本日の資料、8/22 には、これまでの検討を踏まえて、小委員会における共通認識の概要をお示ししてあります。現代社会において、コミュニケーション、コミュニケーション能力といった言葉には強い期待感が寄せられており、いわば魔法の杖のようにいろいろな問題を解決するものと考えられている風潮があるように思われます。しかし、実際には、

コミュニケーションそのものが多様な面を持っているなど、単純に割り切れるものでもありません。そういった問題提起をしながら、コミュニケーションの在り方のうち、言語に関わる問題に絞って、来期においても引き続き検討を進める予定にしております。そして、平成 30 年 2 月をめどに報告を取りまとめたいと考えております。

次に、日本語教育小委員会における審議状況について御報告いたします。日本語教育小委員会では、平成 25 年 2 月に課題整理に関するワーキンググループが取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で整理した 11 項目の論点のうち、「論点 5 日本語教育の資格について」と「論点 6 日本語教員の養成・研修について」を取り上げ、日本語教育人材の養成・研修及び資格の在り方について検討しております。

検討に当たっては、様々な分野にわたる日本語教育人材の活動分野ごとに、実際に人材の養成・研修を行っている機関・団体にヒアリング等を実施し、日本語教育人材に求められる資質・能力等について審議を行いました。

審議の途中ではありますが、これまでの審議をまとめたものが 12/22 の日本語教育人材に求められる資質・能力の整理案であります。表を御覧いただきますと、左側に示しました日本語教育人材の役割ごとに、表の上段に示した求められる資質・能力として、知識、技能、態度の三つの要素で整理したいと考えております。

また、資質・能力は、一番下に示してございますが、日本語指導補助者から一番上にあります日本語教育コーディネーターまで、日本語教育の専門性がより高度になり、教育内容が積み上がっていくことが分かるように整理を行いたいと考えております。

来期においても引き続き検討を進め、日本語教育人材の活動分野や役割に応じて求められる資質・能力及びそれらを養成・研修するための教育内容について、モデルカリキュラムを示すことも念頭に、平成 30 年 2 月をめどに報告を取りまとめたいと考えております。

国語分科会からは以上でございます。

【馬淵会長】 沖森委員，どうもありがとうございました。それでは，次に，著作権分科会の審議状況につきまして，土肥分科会長から御報告をお願いいたします。

【土肥会長代理】 それでは，御報告申し上げます。資料の 11 ページを御覧いただきたいと存じます。著作権分科会では，平成 28 年 5 月に法制・基本問題小委員会，著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会，そして国際小委員会，この三つの小委員会を設置し，それぞれ検討を進めてまいりました。

最初に法制・基本問題小委員会における審議の経過等について御報告いたします。11 ページの丸の二つ目でございます。今期の法制・基本問題小委員会では、新たな時代のニーズの的確に対応した権利制限規定の在り方など、更に教育の情報化の推進等、そして、障害者の情報アクセス機会の充実・改善、それから、著作物等のアーカイブの利活用の促進について、これらについては、法改正の方向性について中間的な取りまとめを行ったところでございます。

さらに、リーチサイトへの対応、権利者不明著作物等の利用円滑化についても検討を行っております。

(1) の「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方」について御報告申し上げます。この新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方につきましては、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる多層的な対応を行うことが適当であるということで、具体的には権利者に及び得る不利益の度合い等を考慮し、分類した三つの層、1 ページのところにある第 1 層、第 2 層、第 3 層を指すわけではありますが、これらの層につきまして、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であるとまとめております。

12 ページでございますが、これは「教育の情報化の推進」についてです。本課題につきましては、授業の過程における著作物等の異時の公衆送信について、著作権法第 35 条において新たに権利制限規定の対象とするとともに、団体によって一元的に行使される補償金請求権の対象とすることが適当であるという提言をしております。これに併せて、権利者団体に対し、補償金の徴収分配を担う団体の組成に向けた取組を要請しているところでございます。

また、法制面の対応だけではなく、法の運用面、ガイドライン等の構築を通じて、これから問題の課題の解決に向けて、当事者が中心となってこの取組を進めていくことも併せて提言いたしております。

(3) でございます。「障害者の情報アクセス機会の充実」でございますが、この課題につきましては、著作権法第 37 条第 3 項における受益者の範囲について、身体障害等により本を保持できない、あるいは本を読むことが難しいといった支障がある者を加えることや、同項に認められている著作物の利用行為に新たにメール送信等を含めること、それから、ボランティアグループ等が同項に基づき複製等を行うことができる主体となり得る、そういうことについて法令改正が必要であるという提言を行っております。

13 ページ,「著作物等のアーカイブの利活用促進」について御説明申し上げます。今回
の中間まとめでは制度改正に係る三つの方向性が示されております。一つは,国立国会図
書館から外国の図書館等に絶版等資料の送信サービスを提供できるようにすること。第 2
に,美術の著作物又は写真の著作物を展示する者が電子機器を用いて観覧者に作品の解
説・紹介を行えるようにすること,そして更にサムネイル画像を用いて一般公衆に作品の
情報を提供できるようにすること。第 3 には,著作権者不明等の場合の裁定制度について,
公的機関等につき,補償金の事前の供託義務を免除すること。これら 3 点について具体的
な制度改正の提言を行っているところでございます。

それから,次の(5)の「リーチサイトへの対応」について御説明申し上げます。リーチ
サイトとは,注釈にあるとおり,他のウェブサイトに掲載された侵害コンテンツへのリン
クを提供し,利用者を侵害コンテンツへ誘導するウェブサイトを言いますが,このような
行為の悪質なものについての対応につき,他方,表現の自由を十分考慮をしつつ,この問
題について適切な解を得るよう,引き続き検討を行うこととしております。

それから,(6)「権利者不明著作物等の利用円滑化」について説明申し上げます。権利者
不明著作物等の場合の裁定制度につきましては,平成 28 年 10 月から文化庁の委託事業と
して民間主体が利用者のために権利者の搜索,サーチや文化庁への裁定申請を行う実証事
業を行っているところでございます。

また,権利情報の集約化に向けた実証事業のための予算が,この後説明があると思いま
すが,平成 29 年度予算案に盛り込まれております。

更に拡大集中許諾制度について,文化庁において諸外国調査や,我が国に導入する場合
の課題等についての調査研究が行われているところでございます。

14 ページ。ここは,二つ目の委員会である著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小
委員会における審議経過について説明しているところでございます。

この小委員会では「クリエイターへの適切な対価還元に係る課題」について検討を行い
ました。本課題に関しましては,今期,私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元
につき,現状を整理するとともに,クリエイターに対して補償すべき範囲があるのかないの
か,あるとすれば,その範囲はどこなのか,こういう点についての検討を行ったところで
ございます。この検討に基づき,今後は,対価還元の手段,スキームについての検討が必
要であるとされております。

それから,その丸の下でございしますが,三つ目の委員会,国際小委員会における審議の

経過について御報告いたします。今期の国際小委では、「インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方」、「著作権保護に向けた国際的な対応の在り方」の二つの課題について審議を行いました。

まず「インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方」についてでございます。今期は、ベトナムにおける著作権侵害実態調査の結果報告や、侵害発生国・地域における海賊版対策の政府の取組に関する報告及びインターネット上の著作権侵害の現状と諸外国における対応に関する報告に基づき議論を行っております。

デジタル・ネットワーク化の著しい発展により、インターネットを介した著作権侵害は国境をまたいで多様化・複雑化しておりまして、今後、効果的な対応の方策の検討が必要であるとしておるところでございます。

それから、(2)の「著作権保護に向けた国際的な対応の在り方」についてです。これにつきましては、WIPOにおける議論についての報告が行われております。まず、放送条約については、各国における議論の動向等も踏まえつつ、引き続き積極的に対応していくべきであるとしております。

また、権利の制限と例外の議論につきましては、引き続きスリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針の下、何らかの国際文書を作成する際には、各国の国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべきであるとの方針を維持すべきとしております。

それから、下の丸でございますが、使用料部会でございます。使用料部会におきまして、平成28年度の教科用図書等の掲載補償金等につき審議を行っております。

1枚更にめくっていただきまして15ページということになりますが、以上、今期の著作権分科会における審議状況についての御説明でございます。今後につきましては、法制・基本問題小委において中間まとめを行っておりますので、これらの課題について、いわゆるパブリックコメントを行いまして、国民の皆様からの御意見を踏まえた上で最終的な取りまとめに向けた検討を進めていくことになります。

このほか、引き続き検討が必要とされた課題を含め、著作権制度に関する諸課題について、来期以降の分科会におきましても順次検討を進めていくことになろうかと考えております。

私からは以上でございます。

【馬淵会長】 どうもありがとうございました。続きまして、文化財分科会の審議状況

等について亀井分科会長から御報告をお願いいたします。

【亀井委員】 今期、16 期目になりますが、文化審議会文化財分科会における審議状況等について御報告いたします。資料 1 の 16 ページ及び 17 ページを御覧ください。

文化財分科会では、文化財保護法第 153 条の規定によりまして、文部科学大臣又は文化庁長官から諮問された案件について調査審議を行っております。

今期は、分科会を 11 回開催し、国宝・重要文化財の指定等につきましては 179 件、登録文化財の登録等につきましては 638 件、重要文化財や史跡等の現状変更の許可等について 1,637 件の答申を行いました。

答申を行った文化財のうち、代表的な事例を紹介いたします。お手元の資料の 18 ページを御覧ください。重要文化財（建造物）の指定でございますが、重要文化財 22 件の指定について答申いたしました。昨年 10 月の第 174 回の分科会におきましては、小岩井農場施設を重要文化財に指定するよう答申いたしました。

小岩井農場施設は岩手山の南麓に位置する農場施設でございます。明治 24 年に開設され、創始者であります鉄道庁長官を務めた井上勝、共同出資者としては実業家の岩崎彌之助、元工部省の土木技師でありました、後に三菱財閥の顧問を務めます小野義眞の 3 名の頭文字をとって小岩井農場と命名されたものです。

施設は、南麓から、総務部門である下丸、耕耘（こううん）部門の中丸、岩手山に一番近いところに育牛部門の上丸の三つのエリアに存在しております。小岩井農場施設は、大規模な洋式農法を目指して設立された農業施設で、時代ごとの最新技術を積極的に導入し改良を重ねた農業システムを示す一連の建造物が良好に保存されております。我が国における近代農業の発展を知る上で重要であり、高い歴史的価値を有しております。

写真は、上丸に所在します第 4 号牛舎でございます。明治 41 年の建築でございます。搾乳専用の牛舎として現在使われております。左手奥にありますサイロは、昭和 13 年に作られました鉄筋コンクリート造りのものでありますが、これはこれに附属するものとして位置づけております。

19 ページを御覧ください。史跡名勝天然記念物につきましては、77 件の指定等について答申いたしました。昨年 6 月の第 171 回分科会におきましては、長野県須坂市に所在する米子瀑布群を名勝に指定するように答申いたしました。

米子瀑布群は、長野県の北東部を流れる米子川、スキー場で有名な菅平高原から谷を三つほど隔てた北側に流れているところでございますが、その上流域に行きますと、100 メ

一トルほどの岸壁が約1キロにわたって続いておりまして、その岸壁及び周辺部を十数条の滝が流れ落ちております。中心的な存在であります権現滝と不動滝は、落差が80メートル余りもありまして、古くから信仰の対象にもなっています。全ての滝を常時見ることができるわけではありませんが、一部の滝は多くの降雨量があったときのみ現れます。

中世から江戸時代中期までは信仰の対象としてのみ捉えられていたと推察されますが、江戸時代後期以降は、信濃奇勝録という信濃各地の名所、有名な奇勝を紹介する文献で取り上げられ、不動滝及び権現滝の詳細が説明されていることから、そのころから景勝地としての評価が加わり、現在までその姿を伝えていると思われます。特徴的な地形及び地質によって独特の風致景観が形成されておりまして、その鑑賞上の価値及び学術上の価値は高いと考えております。

次の20ページを御覧ください。重要無形民俗文化財につきましては、7件の指定等について答申をいたしました。今年1月の第177回分科会におきまして、薩摩硫黄島のメンドンを重要無形民俗文化財に指定するように答申いたしました。

硫黄島は昔鬼界ヶ島と言われておりましたが、枕崎市のほぼ南側、約50キロの洋上にある小さな島で、1集落120人の人口を持っているところでございます。

薩摩硫黄島のメendonは、八朔（はっさく）の行事が行われる毎年旧暦8月1日と2日の日に登場し、人々の邪気を追いはらいます。1日の夕方、若者たちが輪になって太鼓踊りを演じていると、神社の奥から2人のメendonが走り込んできて、踊り手の周囲を回り、特に何もせず去っていきます。その次には、次々とメendonたちが走ってきていたずらを始めます。手には枝葉を持っており、誰彼構わずこれでしきりにたたきますが、たたかれますと、魔がはらわれて良いと言われているものでございます。

2日目の夕方には島を一巡する太鼓踊りがあります。このときにメendonは一行の先頭に付くことになっておりまして、所定の場所に到達すると、全員そろって海に向かい、島中の悪いものを追いはらいます。こうして最後は神社に戻って締めのお踊りをし、あとは花開きと称する直会となって行事は終了いたします。

当文化財は、種子島・屋久島地方における来訪神行事の典型を示すものです。特にその奇怪な様態は貴重でありまして、また、出現の機会を本土では冬・春とするのに対して、八朔（はっさく）という夏・秋の時期とすること、あるいは、魔を祓（はら）う行為を伴うなど、我が国の来訪神を理解する上で極めて重要であります。

先ほど世界文化遺産・無形文化遺産部会の報告にもありましたように、「来訪神」を上程

するということですが、これもその中に含まれるということでございます。

以上が今期文化財分科会の審議状況の概要でございます。

【馬淵会長】 どうも皆様ありがとうございました。以上、三つの部会と三つの分科会からそれぞれの審議状況や今後の課題について御報告いただきました。

それでは、これより意見交換を行います。どの部会・分科会に関するものでも結構ですので、どうぞ御自由に御意見、御質問をお願いいたします。どうぞ、南條委員。

【南條委員】 少し細かいことなのですが、著作権の「著作物等のアーカイブの利活用促進」のところの4という括弧番号が付いています。その項目の中の「第二に」の中で、私も美術館に関わっているのでお聞きしたいと思ったのですが、電子機器を用いて閲覧者にこれら著作物の解説又は紹介を行うこと、それから、サムネイル画像を用いて展示作品に係る情報を一般公衆に提供することを権利制限規定の対象とするということ、することが望ましいということは、今までは制限規定の対象ではなかったということなのでしょうか。少し意味が分からなかったなので、お教えいただければ大変有り難いと思います。

【土肥会長代理】 お答え申し上げます。そのとおりでございます。今までは、例えば小冊子、紙での紹介、解説をするということではできていたわけですが、今般、例えば、ここに書いてある電子機器というのは、スマートフォンや任天堂の出しているゲーム用端末、そういう電子機器を使って作品の解説や紹介をするということが可能になる。つまり、今までは小冊子という表現だったものが変わるということでございますし、もう一つは、サムネイル、つまり、小冊子の中にそういう紹介を入れることはできたわけですが、今後は、そういう作品を保有する団体等が一般大衆に対して、そういう作品へのアクセスを改善するために、サムネイルを通じて紹介できると、一般公衆に提供できるという、そういう、ささやかでございますが、デジタル・ネットワーク社会における著作物へのアクセス、利活用、そういったものの改善を目的にしたものでございます。

【南條委員】 そうしますと、著作権は基本的にはもともとはそれを守っているでしょうから、この規定ができれば、例えば美術館は本人の許可を得なくてもそれができるという意味でしょうか。

【土肥会長代理】 そのとおりでございます。

【南條委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【馬淵会長】 ほかに何か御意見、御質問ございますか。

特になければ、次の議題に移りたいと思います。議題の2です。最近の文化政

策について、事務局からお願いいたします。

【真下室長】 文化庁の会計室長の真下でございます。私の方から資料2-1の29年度文化庁予算について御説明をさせていただきます。29年度の文化庁予算は、対前年度3億円増の1,043億円を計上してございます。

まず1ページ目でございますが、大きな柱、1番の「豊かな文化芸術の創造・活用と人材育成」。中でも(1)番、「文化芸術資源の創造・活用による地方創生と経済活性化等の推進」としては2点ございまして、①の「文化芸術創造・活用プラットフォーム形成事業」、それから②の「劇場・音楽堂等活性化事業」でございます。

①の事業については、地域の現代アート、メディア芸術、工芸などの文化芸術資源を磨き上げ、活用し、芸術団体、大学、産業界等と連携をして実施する持続的な地域経済の発展等につながる先進的な取組等に対する支援として、新規で5億円を計上しています。

またあわせて、地域住民や地域の芸・産・学・官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業に対する支援として24.6億円を計上してございます。

次に②の「劇場・音楽堂等活性化事業」については、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律に基づき、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う公演事業や、専門的人材の養成、普及啓発活動、外国人を受け入れる環境整備等に対する支援として29.3億円を計上しております。

次に(2)番、「文化芸術創造活動への効果的な支援」として、芸術文化の振興を図る上で推進することが必要な芸術活動等を実施する「戦略的芸術文化創造推進事業」に7億円。

それから、次のページ、2ページ目を御覧ください。一番上、「舞台芸術創造活動活性化事業」に32.9億円を計上し、舞台芸術創造活動に対し、分野の特性に応じた舞台芸術活動に対する助成を行い、我が国芸術団体の水準向上とより多くの国民に対する優れた舞台芸術鑑賞機会の提供を図ろうとするものでございます。

また、②の「日本映画の創造・交流・発信」、それから、③、メディア芸術の海外発信等についても、それぞれ引き続き推進をしてまいります。

次に(3)番、「芸術家等の人材育成」でございます。「文化芸術による子供の育成事業」に52.2億円、それから、その下、「伝統文化親子教室事業」に12.4億円を計上し、これらの事業によりまして、創造性、発想力、コミュニケーション能力に富んだ子供たちを育成するために文化芸術を体験する機会を確保することとしております。

それから、大きな柱の2番、「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」でござい

ます。(1) 番では、「文化財総合活用・観光振興戦略プランの創設」でございまして、主に四つの事業で構成をしております。

まず①の「観光拠点形成重点支援事業」は、文化財を中核とする観光拠点の整備を推進するため、歴史文化基本構想策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する重点的な支援を実施することとして、新規で3.5億円を計上しております。

また、②「日本遺産魅力発信推進事業」につきましては、地域に点在する有形無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化伝統を語るストーリーを日本遺産として認定をするとともに、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組への支援等を推進するもので、13.5億円を計上しています。

また③「美しい日本探訪のための文化財建造物魅力構造促進事業」については、文化財建造物の外観などを美しい状態に回復するための美装化の取組に対し支援をすることとし、新規で3.1億円を計上してございます。

それから、最後、④の「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」についても、43.5億円を計上してございます。

それから、次に3ページ目を御覧ください。(2) 番「文化財の適切な修理等による継承・活用等」は主に三つの事業から成っております。①「建造物の保存修理等」については、更に二つに分かれてございます。一つ目は、国宝重要文化財を次世代に継承するための修理でありますとか、自然災害等から守るための防災施設等の整備、耐震対策等を行う保存修理強化事業であります。

それから、二つ目は、明治以降に建造されたレンガや、鉄骨、鉄筋コンクリートづくり等の近代化遺産について、それぞれの特性に応じた修理事業を実施するものでございまして、それぞれ二つ合わせて115.7億円を計上してございます。

また、②「伝統的建造物群の保存修理等」については、いわゆる伝建群の定期的な修理による個々の健全性確保とともに、耐震対策でありますとか防災対策等の整備を一体的・総合的に実施をすることとして15.2億円を計上しております。

それから、三つ目、③の「史跡等の保存整備・活用等」でございます。これは史跡の保存と活用を図るための事業を行う所有者・管理団体等に対する補助や、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を行うこととして165.2億円を計上しています。

また、(3) 番「文化財の公開活用・伝承者養成・鑑賞機会の充実等」においては、無形文化財の伝承・公開等など、42.5億円を計上してございます。

それから、大きな柱の3番でございます「文化芸術立国に向けた文化プログラムの推進及び文化庁の機能強化」でございます。(1)番「文化芸術立国実現に向けた文化プログラムの推進」については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を生かして、地域の文化芸術活動への支援等を通じた多様な文化芸術の発展や文化財の活用を図り、文化プログラムを推進することとしており、これに328.6億円を計上しております。

それから、4ページ目を御覧ください。(2)番「文化庁の機能強化と京都への移転の推進」でございます。来月4月より、地域文化創生本部、これはまだ仮称でございますが、これを京都に設置をし、地元の協力を得ながら、観光拠点形成重点支援事業など、新たな政策ニーズに対応した事務事業の実施等を通じて文化庁の機能強化を図ることとして10億円を計上しております。

それから、大きな柱の4番、「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」でございます。一つ目の(1)番、「日本文化の発信・交流の推進」では、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することによって、我が国の芸術水準の向上や国際競争力を高めるということで、芸術文化の世界への発信と新たな展開など、18.6億円を計上しております。

二つ目、「外国人に対する日本語教育の推進」として、我が国に在留する外国人が日本語を用いて円滑に生活を送ることができるよう、地域における日本語教育を引き続き推進していくこととしてございます。

それから最後、5番目の柱でございます。(1)番が文化庁、三つ独立行政法人でございますが、これらの収蔵品の充実や、基幹的設備の整備の強化、それから、夜間開館の拡充などを行うこととして、運営費交付金として258.6億円。それから、(2)番には、それら独法に対する施設整備費補助金でございまして、39.7億円を計上しております。

4ページ目以降は、参考資料になりますので、説明は割愛させていただきますが、昨年11月に委員の皆様に取りまとめいただいた答申を踏まえまして、先進的文化芸術創造拠点形成事業でありますとか、観光拠点形成重点支援事業などの新規事業の確保、それから、文化財の保存修理予算の拡充、また、予算総額につきましても、文部科学省予算全体が減額となっている中、わずか3億円ではございますが、増額となったところでございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き文化庁予算の充実に御指導賜りますようお願いをいたしまして、私の御説明とさせていただきます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。御質問等は後でまとめてお受けすることにい

たします。

それでは、次の議題で、文化経済戦略特別チームの設置について、高田企画調整官から御説明をお願いいたします。

【高田企画調整官】 それでは、資料2-2を御覧ください。今月、3月1日付で文化経済戦略特別チームというものを文化庁に設置しております。

このチームの位置づけでございますが、昨今の政府の方針といたしまして、外国人観光客の拡大や、地域の活性化、そういった課題に対応するために、文化の力を最大限活用するような政策の調整、又は東京オリンピックを見据えた文化プログラムの実施ということが求められておりまして、こういったことについては、昨年の文化政策部会で行われた答申でも触れられているところでございます。

このため、従来の文化庁における文化振興にとどまらず、より幅広い観点から内閣官房や各府省庁と連携しながら横断的に文化を一つの軸として経済拡大戦略を検討していこう。先ほど熊倉課長の話にもありましたように、文化GDPの拡大など、そういったことを検討していこうということで、そのためにプランを策定するためにこの文化経済戦略特別チームというものを設置したものでございます。

なお、文化庁が文化に関して総合調整機能が必要であるという、そういった御議論もございましたが、このチームでは、内閣官房と一緒にになりまして、そういった総合調整機能も担いつつ、ある意味そういったことを先取りしながら文化経済戦略を検討していこうというようなものでございます。

一番下にチームの主な業務として、「稼ぐ」文化への展開。これは文化GDPとか、そういったことでございますが、そのほか、文化プログラム、これは文化庁にとどまらず、各省庁でも検討できるようなものも含めて、ということでございます。また、上野の「文化の杜」の方で観光と一体となった取組を進めておりますが、そういったようなことなどを検討しながら今後の文化経済戦略プランを策定していこうというものでございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。引き続きまして、「Arts in Bunkacyo」についてですが、高田企画調整官からの御説明をお願いいたします。

【高田企画調整官】 続いて、「Arts in Bunkacyo」の取組でございますが、配った資料の中に図録的な資料もございます。これについては、こちらの冊子の方で御説明いたしますが、3月9日から、文化庁のいわゆる古い庁舎、文部省の旧庁舎の1階、2階、3階、5

階、5 階は長官室の前ですが、そこに全国芸術系大学コンソーシアムと一緒にあって、作品を飾っております。38 点の作品を展示しておりますし、また、節目節目で、3 月 9 日のオープニングの会、その後、4 回ほど、ミニコンサートも併せて文化庁の旧庁舎の方で実施いたしまして、それによって、文化庁の顔である庁舎を文化芸術の香りある魅力あるスペースにしようということや、これは全国芸術系大学コンソーシアムと一緒にあってやっておるもので、そういった学生の人材育成、今後の活躍を期待してということでございますとか、また、これはいわゆるアート・イン・オフィスという、オフィスの中に文化芸術を入れていこうという取組でございますが、そういったモデルの一つとなればということで、取組を進めているところでございます。

資料の冊子のところで、4 ページ、5 ページに長官の挨拶ですとか、コンソーシアムの会長である澤学長の話などがあります。ここに「トキメキが、爆発だ」と、そういうことを書いておりますが、このタイトルの意味に込めたのは、若い芸術家たちの情熱と自由な発想で古い文化庁の殻を打ち破ってほしいという長官の期待や、新・文化庁に変わらなければいけないと昨年の文化政策部会の答申でございましたが、新・文化庁に新たに生まれ変わるということで、まずは形からというわけではございませんが、文化庁で作品を展示して、新しい文化庁としてこれから進んでいこうというものでございます。

6 ページにコンサート情報、昨日行われましたが、この次は 3 月 16 日、17 日に行う予定でございます。

展示している作品の情報が、7 ページ、8 ページ、9 ページと書いてございまして、最後、10 ページに企画運営スタッフなどについて書いてございます。

全国芸術系大学コンソーシアム、56 大学が入っておりますが、今回は、作品展示やコンサートに 16 の大学が参加して行っております。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。ちなみに、この表紙の上のところで古い文化庁が壊れて中から新しい文化庁が、宮田長官、イルカかぶっていらっしゃる方ですが、共に出現するという、そういうイメージだと思います。

それでは、次に文化庁の移転について、山田戦略官から御報告お願いいたします。

【山田戦略官】 資料 2-4-1 でございます。昨年の 12 月 19 日になりますが、文化庁移転協議会が開催されまして、文化庁の移転についての取りまとめがされております。

今回の取りまとめの主なポイントは二つございまして、一つが、平成 29 年度、この 4

月から京都に設置する地域文化創生本部の姿を明らかにしたこと。二つ目に、本格移転先の候補の絞り込みを行ったことの2点でございます。

また、本格移転の前提となる文化庁の機能強化、抜本的な組織改編の方向性についても言及をしております。

この資料の1ページ目はこれまでおさらいでございまして、2ページ目から3ページ目にかけて、地域文化創生本部について記載がございます。これは後ほど御説明申し上げます。

資料の3ページ目の下の方から4ページ目にかけて文化庁の機能強化と抜本的な組織改編について方向性を書いてございますが、特に4ページ目のアスタリスクを書いている部分でございますが、昨年短期間に本審議会において取りまとめいただきました答申を踏まえて、この移転の文書についても取りまとめたということを記載しております。

また、本格移転の候補につきましては、4ページの下の方でございますように、4か所、5件に絞り込んだということになってございます。

今後でございますが、本年8月末を目途に本格移転の具体的な庁舎の場所、費用負担の在り方等を決定の上、平成30年度の機構・定員要求、概算要求を行うこととなると考えてございます。

次に、資料2-4-2でございます。地域文化創生本部、この4月に発足をいたします。それをまとめたものでございます。構成としては、本部長が長官、本部長代理が次長、副本部長に審議官、部長、鑑査官4名ということになってございますが、実質的に京都に常駐するのは事務局長以下30人強の体制となります。文化庁から10人、京都府・市からそれぞれ5人ずつ、関西広域連合構成団体、民間企業、大学等研究者等から十数名ということになります。

設置の時期ですが、4月1日付となりますが、今年は土曜日ですので、4月3日が始業ということになります。

場所ですが、京都市の上下水道局旧東山営業所、祇園の近くでございます。

組織は、真ん中のところでございますように、事務局長、これが文化庁から、文科省から人を出し、副事務局長級に京都府・市からそれぞれ1名ずつ、その下に三つのグループを構成するということになります。

なお、東京の本庁との間ですが、テレビ会議システムを常設いたしまして、本部会議を適宜開催する、あるいは打合せ等を行うということにしているほか、地元との連携協力を

図るため、地域文化創生連絡会議を設置する予定としてございます。

業務は、下にご書いておりますような「総括・政策研究グループ」、「暮らしの文化・アートグループ」、「広域文化観光・まちづくりグループ」、それぞれあるわけですが、先ほど予算の中で出てまいりましたプラットフォーム形成事業、広域観光・文化観光拠点の形成支援事業などに加えて、本格移転に向けた準備、あるいは、これまで文化芸術創造都市振興室、いわゆる関西分室で行ってまいりました文化芸術創造都市づくりへの支援についても、この総括・政策研究グループの中で行うということといたしてございます。

以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございます。それでは意見交換、自由討議ということで、25 分ぐらいの時間をお願いしたいと思いますが、どなたか。どうぞ。

【信田委員】 日本ファッション・ウィーク推進機構の信田でございます。来週ちょうど東京でのファッション・ウィーク本番でございまして、1 週間、ファッション・ウィークをやるのですが、ファッション・ウィークというのは、いわゆるモデルが歩くランウェイショーをやるのですが、そのときに非常に重要な要素としては、お洋服もそうなのですが、そこで流す音楽が非常にプレゼンテーションの要素ではウエイトを示しておりまして、とても大事なのです。そこで選ばれる音楽というのは、ファッション・ウィークで流されるということはトレンドだと打ち出すということで、その後、世界中にインフルエンスする可能性があるとのことですが、日本だけ残念ながら著作権のプラットフォームが非常に軟弱でございまして、残念ながら、例えばパリ、ミラノ、ニューヨーク、ロンドンの各国のファッション・ウィークでは、国と一緒にプラットフォームが、スキームが出来上がっておりまして、参加するデザイナーは、本当にインビテーションに掲げる 4 行ぐらいの情報を書くフォームの書類と、ただで使うわけじゃなくて、きちんとお金も定額で決まっております、お金を添えて、ある機関に提出すると、その後、デジタルも含めて、その音楽が永遠に使えるというスキームが既に出来上がっております、日本は残念ながらそういう意味でいうと全く手つかずな状態で、各デザイナーが JASRAC に個人的に各々が申請するという方式になっていますが、どこかがまとめて、せっかくの機会ですので、音楽を積極的に使ってもらおうというのを推進するためにも、そういうプラットフォームを作りたいということで、過去に 2 回か 3 回ぐらい経産省と一緒にそれをトライしたのですが、どうしてもやはり経産省は、目の前で誰がもうかる、もうからない、そしてそれはいつお金になるというところの議論に終始するものですから、なかなか議論がかみ合わなくて、

是非、この文化経済戦略特別チームみたいなものが発足されるのであれば、ちょうど文化庁と経産省のその間のビトウィーンなところの、これはお金かかる話じゃなくて、汗をかかないといけないという話なのですが、もちろん簡単ではなく、1年ですぐ解決するとは思っておりませんが、どなたか、是非文化庁系のどこかの機関の方が一緒になって汗をかいていただいて、ファッション・ウィークで大手を振るっていろんなエッジーなものからメジャーなものまで音楽をがんがん使えるように是非御協力いただけないかと思っております。どうぞよろしくお願いします。

【馬淵会長】 ただいまの御希望、御依頼に対して、どなたか、文化庁の方から御回答いただけますか。

【永山審議官】 文化庁審議官でございますが、今のお話は、円滑に権利処理をどう行っていくか、そのための仕組みをどう構築するかという話だと思います。当然我々もいろんな民間と民間の取組について、著作権課の方がいろんなノウハウを持っていますので、また、いろいろ御相談いただければ、一緒にどういう仕組みがいいのかというのは考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【馬淵会長】 ほかに御意見。どうぞ、三好委員。

【三好委員】 三好でございます。資料2-2、今の文化経済戦略特別チームについて伺いたいのですが、二つありまして、一つは、各省庁の調整が必要であるというのは、去年の11月の答申を出すための議論の中でも相当いろいろな積極的な御発言等々ありまして、とにかく文化行政に関して各省庁の調整をしていくと。そのときに議論された一つには、それは内閣官房を中心にやるのか、文化庁を中心にやるのかということで、ここはやはり答申の中では文化庁が中心になってということで整理をされたと理解をしております。

今回、特別チームを作られたというのが、そういう意味では文化庁が文化政策について関係省庁を取りまとめているのだと理解はできるのですが、一方で、内閣官房の役割というのがどういう形なのかが今一つ分かりにくく、つまり、内閣官房副長官補付として、かつ文化庁の中で業務をするというのが、どちらが主なのかというあたりで、少し分かりにくいため、もう一步、二歩踏み込んで御説明を頂けると有り難い。この名前そのものがいま一つ、文化経済戦略というのがかなり内閣官房に引っ張られているのではないかという感じもするので、文化庁が本当に中心になってやっていただくのでしょうかというところを確認したいというのがまず1点。

それから２点目としては、具体的な業務が下に書かれているのですが、１番目の「稼ぐ」文化という、これは今の話に関連するので省略しますが、あと二つ、文化プログラムの推進と上野の文化の杜について書かれています。文化プログラムについてはもう既に事業があちこちで始まっています、我々のところでももう既に事業を展開しているのですが、そういう中で、プランの策定というのがどういうプランを策定されようとしておられるのか、このチームの中でどういうことを計画されようとしているのか、そのイメージがよく分からないので教えていただきたいということ。上野の文化の杜については、これは宮田長官、学長時代にいろいろ御提案いただいて、既に構想ができ、我々も一緒になって具体的に事業を展開している段階なので、これについて改めてこのチームでプランの策定というのがどういうことをされようとしているのか、もう具体的に実務レベルで事業を進めていった方がいいのではないかなと思うのですが、その辺の関係がよく分からないので教えていただきたいという、以上でございます。

【馬淵会長】 どうぞ。

【永山審議官】 引き続き私の方からお答えさせていただきます。まずはこの文化経済戦略特別チームの位置づけですが、内閣官房の組織であるとともに、全ての職員が文化庁の長官官房の職員併任という形になっております。したがって、いいとこどりとってはなんですが、関係省庁の調整をするには内閣官房という形が非常に調整としてはしやすい。ただ、この中身というのは文化庁が主導的な役割を果たさなくてはいけないという意味で、当然文化庁の職員も兼ねるというところで、宮田長官の下で、いいとこどりをしながら、「稼ぐ」文化といいますか、文化経済戦略というものを文化庁が中心になって取りまとめていきたいと思っています。

私、このチームの副チーム長も兼ねますので、やはり文化庁主導で取り組んでいきたいと思っております。

二つ目が、文化プログラムの関係で、このチームで取り扱うのは、当然文化プログラムの個別の事業の中心はやはり文化庁になると思います。ただ、文化庁以外の、例えば国立公園を使ってやるということになると環境省であり、障害者の方の参画ということであると厚労省ということで、いろんな関係省庁を巻き込んでやっていかなくてはいけないということで、そういう面で内閣官房の組織としての取組という面が、関係省庁全体をまとめてやっていくという意味で、このチームの役割はそういうところにあるのではないかなと思っております。

また、上野の杜の関係ですが、これは先日1月にアクションプランを取りまとめて、特にソフト面、特別展、共通観覧券の範囲を広げたり、谷根千と言われる地域との連携を深めていくという形でアクションプランを取りまとめていただきましたが、それを実行するとともに、もう少し環境整備といいますか、公園整備、インフラ整備、上野駅の改築などは進めておりますが、それ以外も含めてもう少し広く取り組んでいきたいと思います。ソフトとハード、一体になった整備計画を進めていきたいということで、新しいチームでも取り上げていくことになったということになっております。

私からは以上でございます。

【中岡次長】 補足しますが、御案内のとおり、これまで文化政策部会で御議論いただきまして、文化庁の所管を超えて、各省庁またがって調整をしていくということが非常に重要であるということをお提言いただいたわけでございます。これにつきましては、現在の文化庁の組織自体はまだそこまでの権限がございません。これまでも京都移転の絡みで御説明させていただきましたが、今後、文部科学省の設置法の改正も含めまして、機能強化をどうするのかということを検討していくわけでございますが、一方で、既に現下の問題として、こういった文化GDPの拡大という観点では、各省庁と実際やっていかななくてはいけないということでございますので、そういった権限がまだない状態において、まさに先ほど審議官が申し上げましたように、内閣官房という一つの形をかぶせることによって、実質上そういったことが可能になるということをやりたいということでございますが、将来的には文化庁そのものがそういうある意味仕事をできるようにするというのが最終的な目標になると我々は考えています。

【馬淵会長】 ありがとうございます。それでは、林委員、どうぞ。

【林委員】 ありがとうございます。文化庁の予算案についてでございますが、やはり皆様お思いだと思いますが、今年の予算額が1,043億円ということで、昨年よりは3億多いというお話でございます。しかし、国家予算のわずか0.1%ということで、諸外国に比べますと、とにかく圧倒的に文化予算が少ないということはいつも感じるわけです。

例えば額で申し上げますと、フランスが4,238億円、日本が1,040億円。そして韓国ですが、この頃大変文化芸術事業に力を入れていらっしゃるしまして、舞踊大学院をつくる等、本物志向でやっていらして、これがデータで見ますと2,525億円ということです。限られた予算の中で、より効果的に、芸術家の方、人材育成、お子さんの情操教育とか、様々なことに努力を委員の皆様も傾けていらっしゃると思いますが、私が恐れますのは、例えば東京

2020 オリンピック・パラリンピックがあるわけですが、文化庁予算案と同じ1,040億ぐらいのがっちりと決まった枠の中で何かしようとしたときに、何か一つこの1点ということになったら、そちらへとその予算が流れて、取りあえずそこはやるというようなことになると、結果的には成長がない気がいたします。

だから、本当にパワーのある宮田長官にトキメク予算を爆発的に要求していただきたいと思います。私ども自治体も、一緒に一生懸命やっているわけでございますので、声を上げてまいります。こんなこと申し上げたら申し訳ないですが、どうしても同じ枠の中ですから、これでは長官の情熱が発揮できないのではないかという心配がございます。新しい政策にきちんと別のプラスの予算が付いてなければ、同じところで止まってしまうのではないかと思います。

それからもう1点、この「トキメキが、爆発」という展示プロジェクトですが、文化庁の新しい取組として素晴らしいです。少し細かいのですが、これの入場数です。いつからですか。

【宮田長官】 3月9日からです。

【林委員】 3月9日からですね。13日の月曜日というコンサートは終わったんですね。

【宮田長官】 はい。

【林委員】 このコンサートの入場数、もし分かったら教えていただいていいですか。あと、9日からの入場数はどうですか。

【高田企画調整官】 初日のオープニングは150名ほど参加されました。13日のコンサートについては、2回やりましたが、延べ230名ほどが参加しております。

あと、これは今展示している会場、特に1階とかの部分は、オープンスペースになっており、いろんな人が通って見ていくところになっておりまして、そこは残念ながら通常はカウントをしていないのですが、イベントがあるたびにイベントの数はカウントしているという状況でございます。

【林委員】 それから、この催しの総事業費は幾らでしょうか。

【高田企画調整官】 実はこの事業につきましては、芸術系大学コンソーシアムというところに、文化芸術アソシエイツという、そういった文化芸術人材を育成するための事業の一環として一千数百万ほどのお金を入れ、その中のメニューの一つという扱いでこちらをやっております、もちろん改修で百数十万だとか、あるいは、物の移動で100万程度

とかでかかっているとは承知しておりますが、残念ながら、全部集計はしておりませんので、数百万規模ということでございます。

【林委員】 とてもいい催しなので、参考にさせていただきたいと思いました。ありがとうございます。

【宮田長官】 付け足していいですか。御存じかと思いますが、文化庁の建物はとんでもないものでした。誰もここが文化の発祥の地であるということを言えるようなところではございませんでした。あれは、昭和の何年か。

【中岡次長】 昭和8年です。

【宮田長官】 そのままでした。そこを一気に私が変えたいということで、若者に協力をしていただいたというのが一つの例。見違えるように変わりました。是非皆さん、見てください。特に外にはさざれ石があります。その横に学生が作ったさざれ石があります。そっちの方がいい。コインでジュースを買える場所があります。もちろんダミーです。横にごみ箱があるんですよ。ちゃんと飲んだ缶を入れてくれているのです。そういうしゃれ、ウィットに富んだ芸術観みたいなものを若者たちが、この不思議な格式がある文化庁をぶっ壊したいのです。

そういう意味ではとてもいい環境ができていような気がいたしますので、是非皆様、お帰りになるときは、今日は松野大臣も朝おいでになっていただいきました。これから変化します。横浜の市庁舎も是非。

【馬淵会長】 ほかに御意見。どうぞ、松田委員。

【松田委員】 私も予算について少しお尋ねしたいのですが、今回1,040億円から1,043億円に上がったということで、増加率0.3%となります。これまで増加率0.2%台が何年か続いていたと記憶しておりますので、非常に厳しい状況の中、努力されたということがよく分かります。

先ほど林委員からも御意見がありましたが、今後更にその予算を取っていくためには、いろんな戦略を我々一人一人が考えていかねばならないと思うのですが、そのために参考にさせていただきたいのでお尋ねします。この予算の資料で言いましたら5の(2)について、すなわち5の「文化発信を支える基盤の整備・充実」の(2)の「国立文化施設の整備」に関してお尋ねします。

前年度予算額が58.9億円で、今回39.7億円になる見込みだと理解いたしました。概算要求の説明資料では、この項目の要求額は101.3億円ぐらいだったのですが、これがなぜ

58.9 億円になったのかということをお尋ねさせていただければと思います。そのことを聞くことによって、予算取りにおいてはどのような点が難しいのかということが少しばかりでも学べるかと思いましたが、教えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【真下室長】 ありがとうございます。政府全体としても厳しい財政状況だということは我々も常日頃から財務省から言われておりまして、洗脳されているわけですが、結果として、文化庁予算総額としては 1,043 億円という、委員おっしゃったように、対前年度 3 億円増の中で、優先順位、新規事業、先ほど申し上げたような京都で行うプラットフォーム事業でありますとか、そういう新規事業をその中で対応していかななくてはいけないということもございますし、あとは、緊急性、この独法の施設整備費で言えば、中でも緊急的なものを優先的に採択して、全体の予算額の中で抑えるといった結果、こういう約 40 億ですか、という予算額になったということで、要求自体は文化庁予算も 185 億増という要求ができておりましたので、その中でかなり増額要求をここでもさせていただいたわけですが、政府予算を作っていく中で、全体の圧縮を行っていく中で、文化庁予算全体として、緊急度、優先度を含めて、踏まえて、結果として 40 億になったと御理解いただければと思います。

【馬淵会長】 大変いい御質問を頂いて、私の方が本当は聞きたいぐらいの質問だったのですが、これは、国立美術館の側から何うと、緊急的なものから予算を付けた。ただ、この予算で、国立の文化施設がぼろぼろになってもかまわないというのではなくて、補正予算等で頑張って取ってくださると、そういうふうに理解してよろしいですね。

【真下室長】 補正予算も、確実に来年度、29 年度あるかどうかというのは、我々レベルでは判断できませんので、仮に補正予算があったときには、全力で取りに行くように頑張ります。

【馬淵会長】 財務省の方ではないので、今の御回答で結構でございます。

ほかに何か。どうぞ、信田委員。

【信田委員】 毎年予算のことや、文化庁は早く宮田長官が大臣になっていただいて、文化省になるべきなのではないかという議論は何度か過去にされていると思うのですが、抜本的な問題として思うのは、例えば先週ずっとタイにおったのですが、タイは、チュラーロンコーン大学をはじめ、いわゆる東大含むトップ 5 と同等の、5 大大学どこにも必ずファッションを学べる学科があるのです。日本は逆に、もちろんアートのすばらしい大学は、東大並みの大学はあるのですが、ファッションというのは頂点に立っているのは文化

服装学院大学でございまして、御存じのように、ワンマンな学長は90歳近くになっておりまして、次も全く決まっていないということで、混乱をもうすぐきわめるのではないかと読んでいるのですが、なぜファッションかというと、アートと経済活動の触媒に使っていただくのがファッションだと思うのです。マーケットインで考える、しかも感度を持っていないといけないというのがファッションなので、そういう人材が、名だたる大学の卒業生でファッションを学んだ人が経済界にどんどん出ていく。タイも、チュラーロンコーン大学でファッションを学んだ人がデザイナーになるわけではなくて、普通にメーカーの生産管理になったりとか、サプライチェーンのマネジャーになったりとかするわけです。そういう津々浦々に感度を持った方が経済界に飛び立っていくという絵が、やはり日本は、これは1年間、2年間できる話ではないのですが、そこを目指して、今から準備していく、動いていくということが非常に大事なのではないかと思います。経済を求める上で、文化ファースト。そして、その次に経済だというふうにやはり日本全体が変わっていかないといけないというところでいうと、学校からやはり着手しないといけないのではないのでしょうか。ちょうど文化庁が今、文科省の下にあるうちに、そのうち多分独立してしまうので、今ぶら下がっているうちにそこは着手すべきなのではないかと思います。

【馬淵会長】 今の御意見は御回答いただくものでしょうか。特に御回答がなければ。大変時間が押しておりまして、あとお一方に。では、吉本委員、どうぞ。

【吉本委員】 ありがとうございます。今日の報告事項と関連することではないのですが、文化芸術振興基本法が改正に向けていろいろ検討されていると伺っております。今回の改正も議員立法だと伺っているのですが、基本法の改正について、審議会あるいは文化政策部会で議論したりする予定があるのか、ないのか。あるいは可能な範囲で、今どんな状況になっているかということについて情報を提供いただければと思います。

【中岡次長】 御心配いただいております文化芸術振興基本法でございます。ちょうど15年前にできた、ある意味文化行政におきまして背骨となるような法律でございますが、実はこの文化芸術振興基本法につきまして、現在、文化芸術振興議連という議員連盟がございます。これは超党派でございますが、その中で現在まさに議論されているという状況でございますが、我々としては、これは国会の動きでございますので、その状況を見守っているというわけですが、実際に条文の案を、我々としても様々検討の中で御意見を申し上げておるわけですが、まさにこの文化審議会に緊急的に昨年まとめていただいた考え方を基にそういう御意見を出させていただいて、そういった事柄につきまして、例えば調整

機能を果たすとか、あるいは基本計画が必要であるとか、そういったことについてはもう既に審議会の答申を頂いておるわけでございます。そういったことについてもきちんと盛り込んでいただけるように我々としても御意見を申し上げていると、そういう状況でございます。

まだ実際に国会の方に提出という状況にはないと聞いておりますが、それに向けていろいろ議員連盟の方でお仕事をしていただいているという認識でございます。

【馬淵会長】 それでは、皆様方からお一人ずつから御意見を頂戴したいところではございますが、時間の限りがございますので、今年度、最後に宮田長官からのお言葉を頂きましてから、閉会とさせていただきたいと思います。宮田長官、どうぞよろしく願いいたします。

【宮田長官】 お時間を頂戴いたします。今日は芸術選奨の大臣賞と新人賞の授賞式がございましたものですから、途中からの参加で大変申し訳ございませんでした。ですが、すばらしい授賞式でした。もちろん受賞された方もすばらしいのですが、選考委員がすばらしい。選考委員を選んだ文化庁がすばらしい。この関係があったことによって、本当に根差して黙々と作り続けている、表現し続けているというような人、そういう人たちにもきちんと光を当てているという、この文化庁の姿勢というのは、28年度から変わりました。

それから、先ほどの文化庁そのものも変えるという林先生からのお話からもございましたが、芸術は爆発というのは我々の大先輩が言いましたが、文化庁がまさしく変わる。そのときに、予算の話を常に皆さんおっしゃっていただきます。私も委員のときにしました。言っているだけではできません。何かをやったその証拠を見せて、これをやったからこれをよこせという強さで持っていけない限りは、これはとても無理だと思います。

先般、真下さんが、途中段階で、この話していいのか、「長官、25%減ですよ、昨年度より」、「ふーん。頑張ろうな」と。でも、現実がそういう世界でありました。やはりそれには、例えば文化庁が変わった、それからこういう仕事のアピールできたとか、そういう実績を私どもが積んでいくことによって、多くの、特に議連の人たちを動かすということがやはり大きな問題になってきているような気がします。

先ほどチームのお話しなさって、私もチームを作りたいということをはっきりと申しましたし、官房長官がそれに確実に反応してくれました。よって、文化庁だけではなく、また本省だけではなく、経済産業省、財務省、国交省、大学、いろんなところからの英知が得られることによって、決してマイナスではなくてプラスになっていくような環境作りを

日々しております。

そのために、是非とも先生方も、横浜市が変わると言ってくれましたから、そういうふういろんなところが変わったというものを蓄積したものを持っていけば、必ずや最低でも隣国のものに近づけるような環境になれるのではないかと私は思っておりますし、先生方のお力を是非、実績として頂戴したいと思いますし、一昨日、私は文化庁の全職員に、こういうことは全く駄目だから細々としたことまで注意喚起を促しました。今日の授賞式はすばらしい授賞式でした。一糸乱れぬバランスになりました。きちんと言えば、すばらしい能力を持っている人たちなのですが、どんなにいい役者でもやはり演出家が必要です。監督が必要です。先生方は監督でもあり、演出家でもあり、シナリオライターでもあるのです。是非ここにいる技を持っている役者をもっと役者にさせてやってください。よろしくお願いします。

必ずや一つの形ができると私は確信している、この1年間でございましたので。あと、数日で1年間になりますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【馬淵会長】 長官、どうもありがとうございました。1年間、御活躍、御苦労さまで、また更に爆発を続けていただきたいと思いますと思っております。

それでは、本日の第16期文化審議会第4回総会及び第14期文化政策部会第7回合同会議、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——